

# 国民健康保険税が変わります

4月から後期高齢者医療制度が始まりました。この制度の創設により、これまで国民健康保険や健康保険組合などの医療保険制度に加入していた原則75歳以上の人は、後期高齢者医療制度に移行することになりました。

併せて、国の医療保険制度改正に伴い、市では平成20年度からの国民健康保険税率などの改正を行いましたので、その内容についてお知らせします。

## 保険税の算定に「後期高齢者支援分」が加わります

保険税は国民健康保険の世帯主に課税されます。

これまでの医療給付分である保険税額の基礎課税額と、介護保険第2号被保険者(40歳、64歳)の保険税額の介護納付金課税額に、後期高齢者支援金分である保険税額の後期高齢者支援金等課税額が新たに加わり、それぞれ三つの区分ごとに、下記の表より算定した合算額が一年間の保険税額になります。

また、これまでの世帯別平等割額(世帯ごと)に負担していただく額、被保険者均等割額(被保険者1人当たりで負担していただく額)、所得割額、資産割額の4方式から資産割額を廃止した3方式になります。

	世帯別平等割額 (円)	被保険者均等割額 (円)	所得割額の税率 (%)	資産割額の税率 (%)	最高限度額 (円)
基礎課税額	20,800	22,500	5.8	廃止	470,000
介護納付金課税額	4,600	7,300	2.1		90,000
後期高齢者支援金等課税額	6,000	6,600	1.7		120,000

## 国民健康保険税の算定方法が変わりました

### 平成19年度

#### 基礎課税額(限度額56万円)

世帯別平等割額(24,600円)  
被保険者均等割額(28,400円)  
所得割額の税率(8.9%)  
資産割額の税率(12.5%)

+

#### 介護納付金課税額(限度額9万円)

世帯別平等割額(5,700円)  
被保険者均等割額(8,700円)  
所得割額の税率(1.8%)  
資産割額の税率(0.9%)



次号の6月25日号では、具体的なモデルケースを示して、保険税がどのくらいになるか紹介します。

### 平成20年度以降

#### 基礎課税額(限度額47万円)

世帯別平等割額(20,800円)  
被保険者均等割額(22,500円)  
所得割額の税率(5.8%)

+

#### 介護納付金課税額(限度額9万円)

世帯別平等割額(4,600円)  
被保険者均等割額(7,300円)  
所得割額の税率(2.1%)

+

新規

#### 後期高齢者支援金等課税額 (限度額12万円)

世帯別平等割額(6,000円)  
被保険者均等割額(6,600円)  
所得割額の税率(1.7%)

## 後期高齢者医療制度の創設に伴う保険税の軽減

75歳になる人が後期高齢者医療制度に移行することで、国民健康保険加入世帯の被保険者が一人となる場合には、5年間、基礎課税額および後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額が半額になります。

75歳になる人が、社会保険などから後期高齢者医療制度に移行することで、その被扶養者であった人が国民健康保険に加入することになった場合、2年間は次の措置があります。

- ・所得割額は賦課されません。
- ・被保険者均等割額が半額になります。
- ・当該者のみで構成される世帯は世帯別平等割額が半額になります。

申請が必要となりますので、国民健康保険の加入手続きを行う際、申請してください。

所得に応じて適用される保険税の7割、5割、2割の軽減については原則5年間、今までと同じように軽減措置を受けられるよう、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人も含めて、判定を行います。

### 2割減額の申請が不要となりました

世帯主と被保険者（後期高齢者医療制度に移行した人を含む）の総所得金額等の合計額が一定の額に満たない場合、世帯別平等割額および被保険者均等割額が、所得に応じて2割、5割、7割減額されます。

2割減額を受ける場合は、これまでは申請が必要でしたが今年から不要となりました。

5割、7割減額と同じく、あらかじめ減額した金額で納税通知書をお送りします。

### 保険税の年金からの天引き（特別徴収）を開始しました

平成20年4月から保険税の年金からの天引き（特別徴収）が始まりましたが、10月以降の年金からの天引き額は、6月中旬に通知書をお送りします。

### 年金からの天引き（特別徴収）対象となる人

国民健康保険に加入している65歳から74歳までの世帯主で、次のすべての条件を満たす人は原則的に保険税は年金から天引きされます。

- ・世帯の加入者全員が65歳から74歳である場合
- ・すでに介護保険料を天引きされている年額18万円以上の年金を受給している場合
- ・国民健康保険税と介護保険料の合計額が、対象となる年金額の2分の1を超えない場合

特別徴収の対象にならない人は、今までどおりの納付方法です

平成20年度の保険税の納税通知書は6月中旬にお送りします。

後期高齢者医療制度の被保険者への決定通知書・納入通知書などは、7月初旬にお送りします。

問合せ

【保険税、納税通知書について】  
税務課市民税係

【保険税率の改正について】  
市民課保険年金係

いずれも ☎ 0833(72)1400

### 納付方法

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度の所得が確定していないため、前年度国民健康保険税額の6分の1の金額がそれぞれの月の天引き額となります。			確定した年間の保険税額から仮徴収分を差し引いた金額を3回に分けた額がそれぞれの月の天引き額となります。		